

## 「奈良県エネルギービジョン推進協議会」設置要項

### （設置）

- 第1 奈良らしい新たなエネルギー政策について協議し、奈良県エネルギービジョンを推進する組織として、「奈良県エネルギービジョン推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。
- 2 協議会は、有識者、各種団体、民間事業者、金融機関、市町村、県等で構成する。

### （会長）

- 第2 協議会には、会長1名を置く。
- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

### （会議等）

- 第3 協議会の会議は、必要に応じて会長が召集し、その議長となる。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 必要があるときは、部会を置くことができる。

### （庶務）

- 第4 協議会の庶務は、奈良県地域振興部エネルギー政策課において処理する。

### （その他）

- 第5 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関する事項その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

#### （施行期日）

この要項は、平成25年8月23日から施行する。